

吹田市高齢者寝具乾燥消毒サービス業務仕様書

1 業務名

吹田市高齢者寝具乾燥消毒サービス業務

2 業務の概要

おおむね65歳以上であって、加齢による心身の衰弱、心身の障がい又は傷病等の理由により、自ら寝具の衛生管理を行うことが困難な、ひとり暮らしの者又は高齢者のみの世帯に属する者等に対し、寝具の乾燥消毒を実施することにより、高齢者が使用する寝具の衛生保持に努める。

3 履行期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 寝具類一式の乾燥消毒業務

受託業者は、市の指示に基づき、寝具の衛生管理を行うことが困難なおおむね65歳以上の高齢者等（以下「対象者」という。）に対し、訪問により、敷布団、掛布団、マットレス及び毛布各1枚以内（以下「寝具類一式」という。）の乾燥消毒を次に掲げる範囲内で行うものとする。

対象者1人あたりの実施回数は、月1回とする。（8月と1月を除く。）

対象見込み延件数 令和5年度7月～令和6年度3月

約1358件（1人あたり7回以内）

（内訳） 乾燥消毒実施分 1274 件

当日辞退分 84 件

(2) 乾燥消毒実施日の調整と通知業務

原則として月曜日から金曜日までの業務実施日を調整するとともに、実施日の5日前までに対象者に実施日時等を文書で通知する事務を行うものとする。また、対象者の状況によっては文書で通知した上に電話等にて確認を行う。

対象者1人あたりの通知送付回数は、月1回とする。

対象見込み延件数 令和5年7月～令和6年4月対象者分 約1920件

5 実施方法

- (1) 受託業者は、乾燥消毒業務実施月の前月20日（営業日でない場合は前営業日）に氏名・住所・電話番号を記載し、ID順に並べた利用者一覧兼実施報告書（以下「実施報告書」という。）を紙ベースで市から受け取り、原則として月

曜日から金曜日までの業務実施日を調整し、実施日の5日前までに対象者に実施日時等を文書で通知する。当日は、当該業務を完了させ、寝具類一式を対象者宅に返却するものとする。

また、乾燥消毒の作業方法については、乾燥室の温度設定及び乾燥時間については、90度以上でおおむね1時間以上乾燥すること。

ただし、寝具類の材質によってはこの限りではない。

また、寝具の搬出、搬入、及び乾燥業務等で車両を使用する場合には、周辺の交通事情、近隣住民に十分配慮すること。

- (2) 受託業者は、毎月ごとの業務完了後翌月7日以内に実施報告書を市に提出すること。
- (3) 受託業者は、寝具類の搬出又は搬入にあたっては、対象者の意向に沿えるよう配慮するとともに、寝具類の取扱い等に十分注意を払うこと。また、寝具類の取扱い等について不明確な場合は、その都度市に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託業者は、作業前日までに対象者と連絡をとり、訪問時間の調整に努めること。また、業務従事者は、高齢者等の心身の機能と特性に合わせた接遇に努めること。加えて、常に作業服の清潔保持に努め、名札の着用等、身分を明らかにすること。
- (5) 受託業者は、実施報告書に実施・中止・当日辞退のいずれか該当する内容を記載すること。また、寝具類を玄関等に置きっぱなしにせず、対象者等の要望に応じ寝具類の搬入・収納を行うこと。
- (6) 搬入された寝具類について、当該業務実施上の不備があった場合は、受託業者の責任において、直ちに作業のやり直し、又はその損害を賠償すること。
- (7) 受託業者は、乾燥消毒の実施期間に対象者から代替えの寝具類一式の貸出しの申し出があった場合は、無償で提供すること。

6 業務の概要

受託業者は、常に日々の作業開始時間や乾燥時間、乾燥車の運行ルート等を記録した日誌を整備し、市の求めに応じて提出すること。

7 業務の再委託について

受託業者は、原則として本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託

する旨を市に申請し、その承認を得なければならない。

8 個人情報の取扱いについて

受託業者は保有個人情報の取扱いについて、吹田市情報セキュリティポリシー（平成15年7月25日）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年4月1日）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うものとし、個人情報の紛失、漏えいがないよう十分配慮することとする。

万が一、個人情報の紛失、漏えいがあった場合には、速やかに市に報告し、市からの指示に基づいて対応すること。

9 遵守事項

受託業者は、高齢者寝具乾燥消毒サービス業務の実施にあたり、道路交通法、道路運送車両法その他関係諸法令を誠実に遵守しなければならない。

10 契約開始時の取扱いについて

本仕様書に基づく契約期間開始前において、当該受託業者と異なる業者（以下「前受託業者」という。）が契約していた場合は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 令和5年6月は業務引継期間とし、当該受託業者は前受託事業者が行う寝具乾燥業務に同行する等、円滑に業務遂行できるよう、前受託業者から業務内容の引継を受けること。
- (2) 業務引継期間における乾燥消毒は前受託業者が実施するため、市はこれにかかる費用を前受託業者に支払う。
- (3) 令和5年7月以降の月ごとの消毒乾燥の実施日の調整及び利用者への通知の送付については、当該受託業者が行う。この場合においても前受託業者から引継を受け、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 業務の引継は令和5年6月末日までに完了すること。

・ 契約開始時に伴う引継イメージ図

業務内容	前契約		業務引継期間	当該契約
	4月	5月	6月※	7月
乾燥消毒	前受託業者	前受託業者	前受託業者	当該受託業者
実施日の調整及び通知	前受託業者 (5月実施分)	前受託業者 (6月実施分)	当該受託業者 (7月実施分)	当該受託業者 (8月実施分)

※ 令和5年6月の業務については、寝具乾燥業務は前受託業者が、7月分の実施日の

調整及び通知業務については当該受託事業者が行う。なお、双方協力の上、円滑な事業引継を行うこと。

※2 7月以降は当該受託事業者が乾燥消毒及び実施日の調整及び通知を行う。

11 その他留意事項

- (1) 作業現場に出向いても、対象者の一方的な都合で作業が実施できない場合、市は本業務委託料単価の半額を受託業者に支払う。ただし、この場合、再度日程調整をするなど措置をとり、業務実施に向けて取り組むこと。再度の訪問で業務を実施した場合は、半額支払をせずに本業務委託料単価を市は受託業者に支払うものとする。
- (2) 仕様書の中で記載している見込み件数については、確定値ではないため、実際は変動することもあり得る。
- (3) 当該受託事業者は、業務引継期間終了後、市から提供した利用者情報については市に返却し、その他の業務に関する利用者情報は、当該受託事業者の責任において適切に破棄すること。